四、協業組合家具センター八千代に対する件

昭和四十四年（排）第二十一号

新潟県新潟市古町通四番町六百四十番地
協業組合家具センター　八千代
右代表者　代表理事　渡　辺　金　策

当委員は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、協業組合家具センター八千代は、昭和四十三年十二月一日から同月三十一日までを期間とし、「全額払戻しバーゲン」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨およびこのような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同協業組合は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同協業組合は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同協業組合は、第一項の規定に基づいて、公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

協業組合家具センター八千代は、肩書地に主たる事務所を置き、家具の販売およびこれに附帯する事業を営む事業者である。

同協業組合は、一般消費者を対象に、「全額払戻しバーゲン」と称して、昭和四十三年十二月一日から同月三十一日までを期間とし、払戻し日は、十二月一日から三十一日までのうちの一日を抽選できめ、その日に現金で買物した者にその金額全部を払戻す旨を表示したチラシ七万枚を昭和四十三年十二月二日付新潟日報（朝刊）に折り込んで配布し、また、この企画について、同月二十一日付新潟日報（夕刊）に広告を掲載し、この企画を実施した。

しかるに、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、㈠取引の価額が一万円をこえて五万円未満の場合は一万円、㈡取引の価額が五万円以上十万円未満の場合は三万円、㈢取引の価額が十万円以上の場合は五万円であつて、当該懸賞に係る取引の価額が一万円をこえるものについて全額払戻すことは、この制限をこえるものである。

また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、二千万円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、四十万円である。よつて、十二月中の一日の売上平均予定六十五万円を払戻すことは、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、協業組合家具センター八千代の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景

品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する。

昭和四十四年六月五日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子